

# パパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）Q & A

令和5年5月1日作成

※追記・修正した部分を赤字で表示しています。（軽微な修正は除く。）

NO	質問概要	回答
●支給要件について		
1	支給対象者とは誰のことですか。	<p>申請時点でさいたま市に住民票があり、次に該当する方が対象となります。</p> <p>○パパママ応援ギフト（妊娠分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年2月1日以降に妊娠届出をした妊婦</li> </ul> <p>○パパママ応援ギフト（出生分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年2月1日以降に出生した児童の養育者</li> </ul> <p>※次に該当する方は、令和5年4月30日（日）消印有効をもって申請受付を終了しました。</p> <p>○パパママ応援ギフト（妊娠分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠届出をした妊婦</li> </ul> <p>○パパママ応援ギフト（妊娠分・出生分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生した児童の養育者</li> </ul>
2	令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠届出をし、令和5年2月1日以降に出生届出をした場合はどうなりますか。	<p>○パパママ応援ギフト（妊娠分）</p> <p>申請書と必要書類を提出していただくことで支給します。</p> <p>※令和5年4月30日（日）消印有効をもって申請受付を終了しました。</p> <p>○パパママ応援ギフト（出生分）</p> <p>出生届出後に実施する産婦・新生児訪問又はハローエンゼル訪問の面談時に配付する、申請書と必要書類を提出していただくことで支給します。</p>
3	さいたま市に住んでいます、住民票が他市町村にある場合は支給対象となりますか。	<p>さいたま市で支給対象となるのは、原則申請時点で、さいたま市に住民票がある方となります。</p> <p>ただし、DVを理由に避難している等、やむを得ない理由がある場合は、さいたま市で支給対象となるケースがあります。</p>
4	さいたま市に住民票はありますが、外国籍の場合は支給対象となりますか。	<p>外国籍の方でも、さいたま市に住民票があり、日本国籍を有する方と同様の要件を満たせば支給対象となります。</p>
5	妊娠届を提出していましたが、流産・死産となった場合は、支給対象となりますか。	<p>令和4年4月1日以降に妊娠届出をされた方は、面談実施前に流産・死産となった場合でも、申請書と必要書類を提出していただくことで、パパママ応援ギフト（妊娠分）を支給します。</p> <p>※妊娠届出前に流産・死産となった場合は、パパママ応援ギフト（妊娠分）の支給対象とはなりません。</p> <p>※次に該当する方は、令和5年4月30日（日）消印有効をもって申請受付を終了しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠届出をした妊婦</li> </ul>
6	出生したが、出生直後に児童が死亡した場合は支給されますか。	<p>出生後に児童がお亡くなりになった場合でも、申請書と必要書類を提出していただくことで、パパママ応援ギフト（出生分）を支給します。</p>
7	出産予定日より早く生まれたため、妊娠届出時の面談ができなかった場合は支給されますか。	<p>原則は、妊娠届出時の面談を実施することが支給要件となります。ただし、妊娠37週未満で生まれたことにより面談を実施できなかった場合は、やむを得ない特別な事情と判断し、申請書と必要書類を提出していただくことで、パパママ応援ギフト（妊娠分）を支給します。</p>
8	さいたま市外から住民票を移さず、DVを理由にさいたま市に避難している場合は支給されますか。	<p>さいたま市外に住民票はあるが、DVを理由にさいたま市に避難している方は、さいたま市が面談を実施した後に、パパママ応援ギフトを支給することが可能です。その場合、申請書と必要書類に加えて、現住所地を確認できる書類（賃貸住宅の契約書や光熱水費の請求書等のコピー）が必要となります。</p>

# パパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）Q & A

令和5年5月1日作成

※追記・修正した部分を赤字で表示しています。（軽微な修正は除く。）

NO	質問概要	回答											
●申請について													
9	支給を受けるにはどのような手続きが必要ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年2月1日以降に妊娠届出または出生届出をした場合 届出時又は届出後に面談を受け、その後申請書と必要書類を提出する必要があります。</li> <li>令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠届出をし、令和5年2月1日以降に出生届出をした場合 パパママ応援ギフト（妊娠分）については、申請書と必要書類を提出する必要があります。</li> <li>令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生届出をした場合（※令和5年4月30日（日）消印有効をもって申請受付を終了しました。） 申請書と必要書類に加え、面談の代わりとなるアンケートを提出する必要があります。</li> </ul> <p>※申請書等に不備がある場合は、支給できませんので、申請書の記載内容や必要書類を確認し、提出してください。</p>											
10	申請書はどこでもらえますか。	<table border="1" data-bbox="600 496 1771 1050"> <thead> <tr> <th data-bbox="600 496 1055 624">対象者</th> <th data-bbox="1055 496 1364 624">パパママ応援ギフト （妊娠分）</th> <th data-bbox="1364 496 1771 624">パパママ応援ギフト （出生分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="600 624 1055 751">令和5年2月1日以降に妊娠届出・出生</td> <td data-bbox="1055 624 1364 751">妊娠届出時に面談を行い、 申請書等を配付</td> <td data-bbox="1364 624 1771 751" rowspan="2">出生届出後の産婦・新生児訪問又は ハローエンゼル訪問の面談時に 申請書等を配付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 751 1055 922">令和4年4月1日以降に妊娠届出し、 令和5年2月1日以降に出生</td> <td data-bbox="1055 751 1364 922">令和5年2月13日に、 申請書等を送付 ※令和5年4月30日（日）消印 有効をもって申請受付を終了しま した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 922 1055 1050">令和4年4月1日以降から 令和5年1月31日までに出生</td> <td colspan="2" data-bbox="1055 922 1771 1050">令和5年1月31日又は令和5年2月13日に、 申請書（妊娠分・出生分）等を送付 ※令和5年4月30日（日）消印有効をもって申請受付を終了しました。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※産婦・新生児訪問では、生後1～2か月くらいまでの赤ちゃんとその母親を対象に助産師または保健師が訪問し、育児その他の相談に応じます。 産婦・新生児訪問を希望される場合は、母子健康手帳別冊に添付の「出生連絡票」（はがき）の訪問希望欄の「有」に○をつけ、生後1か月頃までに 投函してください。産婦・新生児訪問をご利用されなかった場合、生後3～4か月頃にハローエンゼル訪問員が訪問します（手続き不要） ※ハローエンゼル訪問では、生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭のうち、産婦・新生児訪問等を利用しなかった家庭を対象に、エンゼル訪問員（民生 委員、児童委員や主任児童委員、保健愛育会員など）が訪問し、子育てに関する情報提供・不安や悩みの相談などを行います。</p>	対象者	パパママ応援ギフト （妊娠分）	パパママ応援ギフト （出生分）	令和5年2月1日以降に妊娠届出・出生	妊娠届出時に面談を行い、 申請書等を配付	出生届出後の産婦・新生児訪問又は ハローエンゼル訪問の面談時に 申請書等を配付	令和4年4月1日以降に妊娠届出し、 令和5年2月1日以降に出生	令和5年2月13日に、 申請書等を送付 ※令和5年4月30日（日）消印 有効をもって申請受付を終了しま した。	令和4年4月1日以降から 令和5年1月31日までに出生	令和5年1月31日又は令和5年2月13日に、 申請書（妊娠分・出生分）等を送付 ※令和5年4月30日（日）消印有効をもって申請受付を終了しました。	
対象者	パパママ応援ギフト （妊娠分）	パパママ応援ギフト （出生分）											
令和5年2月1日以降に妊娠届出・出生	妊娠届出時に面談を行い、 申請書等を配付	出生届出後の産婦・新生児訪問又は ハローエンゼル訪問の面談時に 申請書等を配付											
令和4年4月1日以降に妊娠届出し、 令和5年2月1日以降に出生	令和5年2月13日に、 申請書等を送付 ※令和5年4月30日（日）消印 有効をもって申請受付を終了しま した。												
令和4年4月1日以降から 令和5年1月31日までに出生	令和5年1月31日又は令和5年2月13日に、 申請書（妊娠分・出生分）等を送付 ※令和5年4月30日（日）消印有効をもって申請受付を終了しました。												

# パパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）Q & A

令和5年5月1日作成

※追記・修正した部分を赤字で表示しています。（軽微な修正は除く。）

NO	質問概要	回答		
11	<p>さいたま市に転入してきた場合、申請書はどこでもらえますか。</p>	<p>対象者</p>	<p>パパママ応援ギフト (妊娠分)</p>	<p>パパママ応援ギフト (出生分)</p>
		<p>令和5年2月1日以降に妊娠届出・出生</p>	<p>母子手帳交付時に面談を行い、申請書等を配付</p>	<p>出生届出後の産婦・新生児訪問又はハローエンゼル訪問の面談時に申請書等を配付</p>
		<p>令和4年4月1日以降に妊娠届出し、令和5年2月1日以降に出生</p>	<p>転入した日の翌月に郵送 ※令和5年4月30日（日）消印有効をもって申請受付を終了しました。</p>	<p>ハローエンゼル訪問の面談時に申請書等を配付</p>
		<p>令和4年4月1日以降から令和5年1月31日までに出生</p>	<p>転入した日の翌月に郵送 ※令和5年4月30日（日）消印有効をもって申請受付を終了しました。</p>	
		<p>※転入前市区町村で申請済みの方は、支給対象外となります。                  ※産婦・新生児訪問では、生後1～2か月くらいまでの赤ちゃんとその母親を対象に助産師または保健師が訪問し、育児その他の相談に応じます。                  産婦・新生児訪問を希望される場合は、母子健康手帳別冊に添付の「出生連絡票」（はがき）の訪問希望欄の「有」に○をつけ、生後1か月頃までに投函してください。産婦・新生児訪問をご利用されなかった場合、生後3～4か月頃にハローエンゼル訪問員が訪問します（手続き不要）                  ※ハローエンゼル訪問では、生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭のうち、産婦・新生児訪問等を利用しなかった家庭を対象に、エンゼル訪問員（民生委員、児童委員や主任児童委員、保健愛育会員など）が訪問し、子育てに関する情報提供・不安や悩みの相談などを行います。</p>		
12	<p>申請方法を教えてください。</p>	<p>郵送で、申請書及び必要書類を提出してください。                  ※電子申請及び窓口申請による受付は行っていません。</p>		

# パパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）Q & A

令和5年5月1日作成

※追記・修正した部分を赤字で表示しています。（軽微な修正は除く。）

NO	質問概要	回答				
13	必要書類はどのようなものですか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="595 217 651 296">NO.</th> <th data-bbox="651 217 1641 296">申請日 令和5年4月30日以前</th> <th data-bbox="1641 217 1899 296">申請日 令和5年5月1日以降</th> </tr> </thead> </table>	NO.	申請日 令和5年4月30日以前	申請日 令和5年5月1日以降	
NO.	申請日 令和5年4月30日以前	申請日 令和5年5月1日以降				
①	<b>本人確認書類のコピー【いずれか1点】</b> （運転免許証、マイナンバーカードの表面(マイナンバー通知カードは不可)、健康保険証、生活保護受給証、パスポート、在留カード等） ※本人確認書類は、申請時点における住民登録上の氏名、住所が確認出来る部分をコピーしてください。					
②	<b>申請者本人又は代理人の振込先金融機関名・支店名・口座名義人・口座番号が確認出来る書類のコピー</b> （金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる(通帳の表紙をめくったページ等)通帳のコピー又はキャッシュカードのコピー)					
③	<b>アンケート用紙</b> ※令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生届出をした場合に、提出が必要となります。 ※該当する方は、申請書等にアンケート用紙を同封しております。					
④	<b>委任状</b> ※申請者以外の口座へ振込先を希望される方のみ必要となります。 ※関連ダウンロードファイル内に掲載しております。	申請書の委任欄を記入してください。				
⑤	○パパママ応援ギフト（妊娠分） <b>母子健康手帳の表紙のコピー</b> ※母子健康手帳の表紙は、交付年月日及び交付No、保護者の氏名欄が記載された箇所 ○パパママ応援ギフト（出生分） <b>母子健康手帳の1ページ目のコピー</b> ※母子健康手帳の1ページ目は、保護者欄、出生届出済証明欄が記載された箇所	不要				

# パパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）Q & A

令和5年5月1日作成

※追記・修正した部分を赤字で表示しています。（軽微な修正は除く。）

NO	質問概要	回答														
14	申請期限はありますか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="598 233 1052 363">対象者</th> <th data-bbox="1061 233 1469 363">パパママ応援ギフト (妊娠分)</th> <th data-bbox="1469 233 1877 363">パパママ応援ギフト (出生分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="598 363 1052 491">令和5年2月1日以降に妊娠届出・出生</td> <td data-bbox="1061 363 1469 491">児童の誕生日まで</td> <td data-bbox="1469 363 1877 619" rowspan="2">児童誕生日から150日以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 491 1052 619">令和4年4月1日以降に妊娠届出し、 令和5年2月1日以降に出生</td> <td data-bbox="1061 491 1469 619">令和5年4月30日（日）消印有効を もって申請受付を終了しました。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 619 1052 746">令和4年4月1日以降から 令和5年1月31日までに出生</td> <td colspan="2" data-bbox="1061 619 1877 746">令和5年4月30日（日）消印有効をもって申請受付を終了しました。</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	パパママ応援ギフト (妊娠分)	パパママ応援ギフト (出生分)	令和5年2月1日以降に妊娠届出・出生	児童の誕生日まで	児童誕生日から150日以内	令和4年4月1日以降に妊娠届出し、 令和5年2月1日以降に出生	令和5年4月30日（日）消印有効を もって申請受付を終了しました。	令和4年4月1日以降から 令和5年1月31日までに出生	令和5年4月30日（日）消印有効をもって申請受付を終了しました。				
対象者	パパママ応援ギフト (妊娠分)	パパママ応援ギフト (出生分)														
令和5年2月1日以降に妊娠届出・出生	児童の誕生日まで	児童誕生日から150日以内														
令和4年4月1日以降に妊娠届出し、 令和5年2月1日以降に出生	令和5年4月30日（日）消印有効を もって申請受付を終了しました。															
令和4年4月1日以降から 令和5年1月31日までに出生	令和5年4月30日（日）消印有効をもって申請受付を終了しました。															
15	妊娠分と出生分でそれぞれ別の申請者が申請することはできますか。	<p>パパママ応援ギフト（妊娠分）とパパママ応援ギフト（出生分）でそれぞれ別の申請者が申請できます。</p> <p>例）パパママ応援ギフト（妊娠分）：出生した児童の母親                  パパママ応援ギフト（出生分）：出生した児童の父親 が申請者</p>														
16	妊娠分と出生分をまとめて申請することはできますか。（令和5年2月1日以降に出生届を出した場合）	<p>パパママ応援ギフト（妊娠分）の申請期限は、妊娠中で児童の誕生日までとなります。出産後に申請するパパママ応援ギフト（出生分）とまとめて申請することはできません。</p> <p>ただし、令和5年2月中に出生届を出した場合で、市の申請書等の送付状況によっては、パパママ応援ギフト（出生分）の申請書等の配付後に、パパママ応援ギフト（妊娠分）の申請書等が手元に届くことも想定されます。この場合は、パパママ応援ギフト（妊娠分・出生分）をまとめて申請することができますが、それぞれの申請書と必要書類を提出する必要があります。（※令和5年4月30日（日）消印有効をもって申請受付を終了しました。）</p>														
17	申請書をなくしました。再発行してもらえますか。	さいたま市（地域保健支援課 出産・子育て応援担当）にお問い合わせください。														
18	受取口座を支給対象者本人以外に変更することはできますか。	<p>原則、支給対象者本人の口座となります。</p> <p>ただし、支給対象者本人以外の他名義人の口座に振込を希望する場合は、申請書の委任欄の記入が必要です。</p> <p>なお、支給対象者本人以外の他名義人については、支給対象者と同一世帯員か、支給対象者の法定代理人、支給対象者本人の身の回りの世話をしているなどの正当な理由があると認められる方のみとなります。</p> <p>※申請書に委任欄がない場合は、ホームページ・関連ダウンロードファイル内に委任状を掲載しておりますので、ご参照下さい。</p>														

# パパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）Q & A

令和5年5月1日作成

※追記・修正した部分を赤字で表示しています。（軽微な修正は除く。）

NO	質問概要	回答
●転入・転出・里帰り出産をした方		
19	さいたま市外からさいたま市に転入した場合は、転入前とさいたま市のどちらの市町村から支給されますか。	<p>面談実施が起点となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面談前に転入した方 さいたま市において面談を実施後に、申請書と必要書類を提出していただくことで、さいたま市から支給します。</li> <li>・転入前の市町村で面談後に転入した方 希望により、転入前市町村かさいたま市のどちらかに申請することができます。</li> </ul> <p>なお、さいたま市での受け取りを希望する場合は、<b>さいたま市で再度面談を受けていただく必要があります。</b></p>
20	さいたま市外へ転出した場合は、さいたま市と転出先のどちらの市町村から支給されますか。	<p>面談実施が起点となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市での面談前に転出した方 転出先市町村において面談を実施した後に、転出先市町村から支給することとなります。</li> <li>・面談後に転出した方 希望により、さいたま市か転出先市町村のどちらかに申請することができます。</li> </ul> <p>なお、転出先市町村での受け取りを希望する場合は、<b>転出先市町村で再度面談を受けていただく必要があります。</b></p>
21	<b>さいたま市に住民登録があり、さいたま市外で里帰り出産をした場合は、さいたま市と里帰り先のどちらの市町村から支給されますか。</b>	<p>さいたま市からの支給となります。</p> <p>面談については、原則、里帰り先ではなく、さいたま市が生後4か月頃までに実施します。その際に配付した申請書と必要書類を提出していただくことで、パパママ応援ギフト（出生分）を支給します。里帰り先で面談（産婦・新生児訪問）を受けた場合は、里帰り先からさいたま市に戻ってきた後、再度面談を実施し、その際に申請書等を配付します。</p> <p>なお、里帰り先で面談を受けることで、面談実施の支給要件を満たすため、さいたま市での面談前に申請することも可能です。長期間の里帰りなどで、里帰り先で面談を受け、申請書等を里帰り先に送付することを希望する場合は、さいたま市（地域保健支援課 出産・子育て応援担当）にお問い合わせください。</p> <p>※里帰り先で面談を実施し、さいたま市の面談を実施する前に申請した場合は、里帰り先で面談を実施したことを確認する必要がありますので、申請から支給までに時間を要する場合があります。</p>
22	海外で妊娠し、帰国した場合は支給されますか。	<p>海外で妊娠し、帰国した場合は、出産前に妊娠届出をし、<b>さいたま市で面談を実施した後に、申請書と必要書類を提出していただくことで、パパママ応援ギフト（妊娠分）を支給します。</b></p> <p>※<b>出産前に日本国内で妊娠届出をしておらず、さいたま市で面談を受けていない方は対象外となります。</b></p>
23	海外で出産し、帰国した場合は支給されますか。	<p>海外で出産し、帰国した場合は、さいたま市での面談を実施した後に、申請書と必要書類を提出していただくことで、パパママ応援ギフト（出生分）を支給します。</p> <p>※この場合の申請期限は、帰国してから3か月以内で、出生した児童が3歳に達する日の前日までとなります。</p> <p>パパママ応援ギフト（妊娠分）については、妊娠期間中に海外に居住していた方であっても、出産前に<b>日本国内で妊娠届出をし、さいたま市で面談を実施した後に、申請書と必要書類を提出していただくことで支給します。</b></p>
●その他		
24	所得制限はありますか。	所得制限はありません。
25	課税対象となりますか。	令和4年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和4年法律第98号）により、非課税となります。

# パパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）Q & A

令和5年5月1日作成

※追記・修正した部分を赤字で表示しています。（軽微な修正は除く。）

NO	質問概要	回答
<p>●令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠届出・出生届出をした方 ※さいたま市への申請は、令和5年4月30日（日）消印有効をもって受付を終了しました。</p>		
26	令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生届出をした場合はどうなりますか。	申請書と必要書類に加えて、面談の代わりとなるアンケートを提出していただくことで、パパママ応援ギフト（妊娠分・出生分）を一括で支給します。
27	令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠届出をした方が転出していた場合はどうなりますか。	転出先の市町村で支給対象となります。詳細は転出先市町村にご相談ください。
28	令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生届出をした方が転出した場合はどうなりますか。	転出先の市町村で支給対象となります。詳細は転出先市町村にご相談ください。
29	令和4年4月1日から令和5年1月31日までに海外で妊娠し、帰国した場合はどうなりますか。	海外で妊娠し、帰国した場合は、出産前に妊娠届出をし、申請書と必要書類を提出していただくことで、パパママ応援ギフト（妊娠分）を支給します。
30	令和4年4月1日から令和5年1月31日までに海外で出産し、帰国した場合はどうなりますか。	海外で出産し、帰国した場合（一時帰国を除き、さいたま市に住民票を有する方に限る。）は、申請書と必要書類に加えて、アンケートを提出していただくことで、パパママ応援ギフト（出生分）を支給します。 ※令和4年4月1日から令和5年1月31日までに海外で出産し、令和5年2月以降に帰国した場合は、申請期限が帰国してから3か月以内で、令和6年2月29日までとなります。 パパママ応援ギフト（妊娠分）については、妊娠期間中に海外に居住していた方であっても、出産前に妊娠届出をし、申請書と必要書類を提出していただくことで支給します。